

志摩地域 5 町の新市まちづくり計画

**新
市
建
設
計
画**

(変更案)

平成 16 年 2 月
志摩地域合併協議会
平成 26 年 12 月変更
令和 年 月変更
志摩市

目 次

第1章 はじめに

1－1 合併の必要性	2
1－2 計画策定の方針	4

第2章 新市の概況

2－1 位置・地勢および面積	6
2－2 人口・世帯	7
2－3 産業	10
2－4 新市のまちづくりの課題	12

第3章 主要指標の見通し

3－1 人口の見通し	16
3－2 世帯数の見通し	19

第4章 新市建設の基本方針

4－1 新市のまちづくりの基本理念	22
4－2 新市のまちづくりの将来像	24
4－3 地域別まちづくりの方針	28

第5章 新市の施策

5－1 恵まれた自然と共生し、安全で快適に暮らせるまち	30
5－2 活力ある産業、魅力ある観光で賑わいのあるまち	36
5－3 互いに育て支えあい、安心して暮らせるまち	40
5－4 豊かな心と個性ある文化を育むまち	45
5－5 ともに連携し、21世紀を創るまち	48

第6章 新市における三重県事業の推進

6-1 三重県の役割	52
6-2 新市における三重県事業	52

第7章 公共的施設の統合整備

7-1 公共的施設の統合整備	56
----------------------	----

第8章 財政計画

8-1 歳入	58
8-2 歳出	59

用語解説一覧

.....	64
-------	----



新市建設計画

第1章

はじめに

第1章 はじめに

1-1 合併の必要性

浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町の志摩地域 5 町は、三重県の東南部に位置し、全域が伊勢志摩国立公園に含まれ美しい自然を共有しています。また、古くから、豊かな海の幸を都に献上する御食国^{みけつくに}(注1)として知られており、恵まれた気候や地の利を生かした水産業・農業や観光業を中心として発展してきました。

また、気候・風土、地勢、産業、生活文化など、多くの面で地理的、歴史的に強く結びついてきた地域であり、現在でも、通勤・通学、購買動向などの日常生活圏や、広域行政の取り組みなどでも多くの共通点を有しています。

このような中で、次のような観点から、5 町が合併することによる新しいまちづくりが求められています。

(注1) 天皇の食料を献上する国

【地域づくりからみた合併の必要性】

上述のように、古くから密接に結びついてきた地域ですが、これまでには、高齢者福祉や消防、環境衛生など、特定の政策課題における広域的な連携は行われてきましたが、地域のまちづくりについては、個々の町でそれが様々な取り組みを進めてきました。

しかし、共通する地域資源や人材を、今以上に生かした魅力あるまちづくりを進めるためには、合併をすることにより、広域的な視点からの戦略的な施策展開を進めることができます。例えば、個々の町の枠組みを越える広域的なプロジェクトの展開や、広域的な住民の交流を進めることによって、新しいまちのイメージづくりや、地域のさらなる活性化が期待できます。

【社会潮流からみた合併の必要性】

広域交通網の整備や高度情報化の進展などにより、住民の生活圏や企業の経済活動圏は急速に拡大しており、これに伴って町の区域を越えた行政需要も増大してきています。

また、少子高齢化は今後もますます進むことが予想されますが、人口構成の



バランスが変化することにより、労働力需給の均衡が崩れ、医療福祉サービスや社会保障の面などにおける財政上の負担が危惧されています。

さらに、全国的な自然の保全意識や自然への回帰指向の高まるなか、この地域に共通する美しい海や山といった自然環境についても、広域的な連携での保全・活用を進める必要があります。

このような様々な社会経済情勢から、行政区域を越えて広域的に対応するべき政策課題が近年急速に増えています。一方で、地方分権時代の到来により、住民に最も身近な存在である市町村には自らの責任と判断で、地域の特性を生かしたまちづくりを行うことが求められています。今後、自己決定、自己責任のもとでの住民サービスを提供していくには、市町村の規模を大きくして、自治能力を向上させるとともに、行財政基盤の強化を図ることも必要となります。

【行財政運営からみた合併の必要性】

長期に渡る景気の低迷や、度重なる経済対策、社会保障費用の増加に対する財政支出を背景として、我が国の財政赤字や公債残高は大幅に拡大しています。また、地方財政の状況は、大幅な財源不足を受けて、地方債の増発による借入金の急増や、公債費の増大などにより財政の硬直化が進んでおり、非常に厳しい状況にあります。

さらに、今後、人口の減少傾向や、少子高齢化の進行による人口バランスの変化は、福祉や医療、社会保障などにおける歳出の増加をもたらすものと考えられます。

5町においても、公債費負担比率や経常収支比率は、増減を繰り返しながらも上昇傾向にあり、財政の硬直化が進んでいることが伺えます。また、老年人口割合は三重県の平均を上回っており、今後も高齢者福祉に対する行政需要の増大が見込まれるとともに、ごみやし尿、さらには生活排水などの対策として生活環境施設の整備も必要であり、各町の財政状況はますます厳しくなることが予測されます。このような中で、合併することにより効率的な行政体制の確立と行政基盤をより一層強化し、様々な行政需要に適切に対応していくことが必要です。

1-2 計画策定の方針

本計画は、新しい時代を展望した長期的視野に立つとともに、志摩地域 5 町のこれまでの基本構想や、国、県および地域の計画との整合性を図りながら、新市のまちづくりに当たっての基本方針を示すとともに、新市の建設をハード、ソフト両面にわたって、総合的かつ効率的に推進するための計画です。

(1) 計画の趣旨

本計画は、5 町が合併後に新市のまちづくりを進めていくための基本方針および基本方針に基づく主要な施策を定め、その実現を図ることにより、合併市町村の速やかな一体性を確立し、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市において策定される基本構想や基本計画などに委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の統合整備および財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併期日の属する年度およびこれに続く 20 か年度とします。また、本計画は、社会情勢や財政状況の変化などに伴い、所要の手続きを経て、適正な見直しや変更を行うことができるものとします。



新市建設計画

第2章

新市の概況

第2章 新市の概況

2-1 位置・地勢および面積

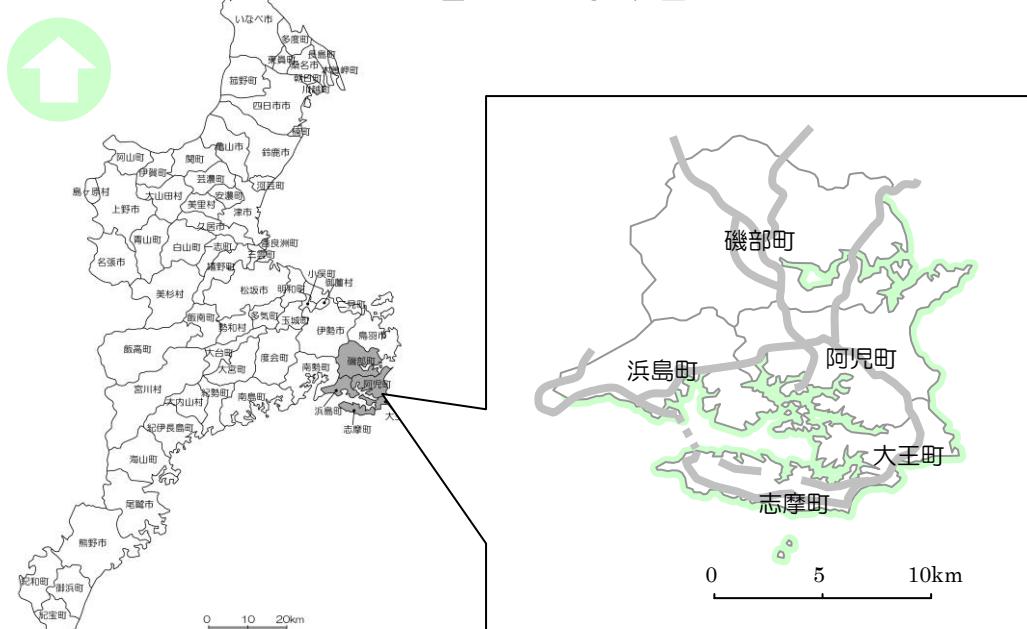
志摩地域 5 町は、三重県の東南部に位置し、北部は伊勢市および鳥羽市に、西部は南勢町に接し、南部および東部は太平洋に面しています。全ての町が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾、的矢湾といったリアス式の海岸が特徴的で、湾内をはじめ、大小の島々も点在する自然豊かな地域です。

気候風土は、四季を通じて温暖で恵まれた条件となっており、気温は年平均 15~17°C で積雪を見ることは稀です。また、年間降雨量および降雨日数はほぼ全国平均並みになっています。

道路網は、国道 167 号が鳥羽市方面と志摩地域を結ぶ主要な道路となっています。また、県道鳥羽阿児線（パールロード）が海岸近くを鳥羽市から磯部町、阿児町まで通っています。阿児町鵜方からは、国道 260 号が志摩半島の先端まで通っており、阿児町、大王町と志摩町を連絡し、主要地方道浜島阿児線が浜島町と阿児町を結んでいます。国道 260 号は志摩町、浜島町間は海で途切れています。さらに、志摩地域と伊勢市を結ぶ道路として、磯部町から主要地方道伊勢磯部線（伊勢道路）が通っています。

面積は、合計で 179.6 km² となり、伊勢市（179.0 km²）とほぼ同じ規模となっています。

図-1 5 町の位置





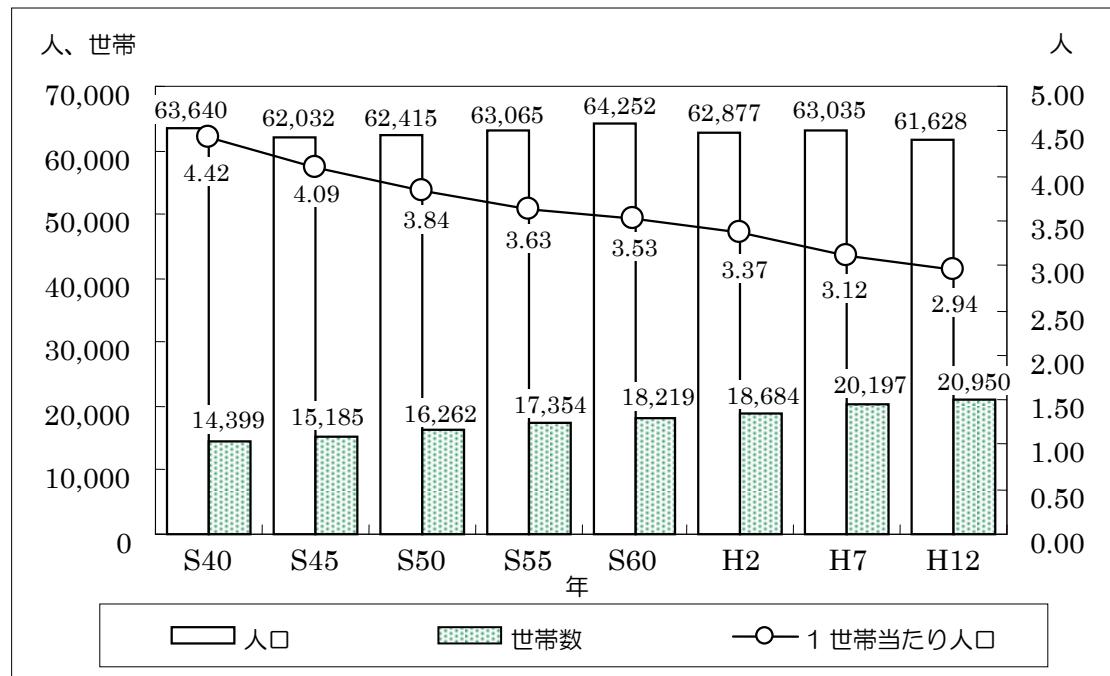
2-2 人口・世帯

(1) 人口および世帯の状況

志摩地域 5 町の総人口は、平成 12 年の国勢調査では 61,628 人であり、昭和 45 年から増加傾向でしたが、昭和 60 年の人口（64,252 人）をピークとして緩やかな減少傾向に転じています。

世帯数は、平成 12 年の国勢調査によると 20,950 世帯であり、昭和 40 年の約 1.5 倍となっており、人口とは逆に増加傾向にあります。一方、1 世帯当たりの人口は、平成 12 年で約 2.9 人となっており、昭和 40 年の 4.4 人と比較して年々減少しており、核家族化が進行していることが伺えます。

図-2 人口、世帯数、1 世帯当たり人口の推移



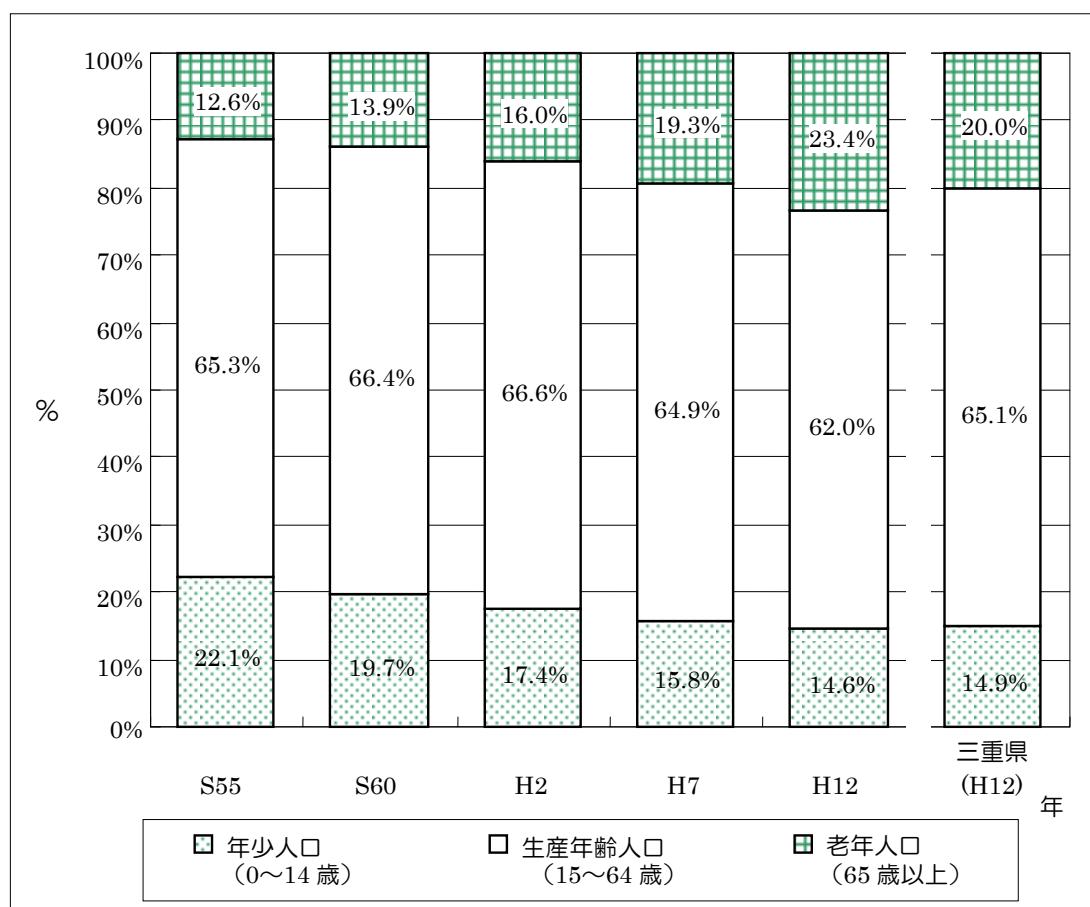
資料：国勢調査

(2)年齢別人口の状況

平成 12 年の国勢調査によると、志摩地域 5 町の年齢別人口は、年少人口が 9,001 人（14.6%）、生産年齢人口が 38,200 人（62.0%）、老人人口が 14,427 人（23.4%）となっています。

三重県平均と比較した場合、年少人口の割合は若干低く、生産年齢人口の割合も低くなっています。一方、老人人口の割合は逆に高くなっています。高齢化の進行している地域であることが伺えます。

図一3 年齢別人口割合の推移



資料：国勢調査



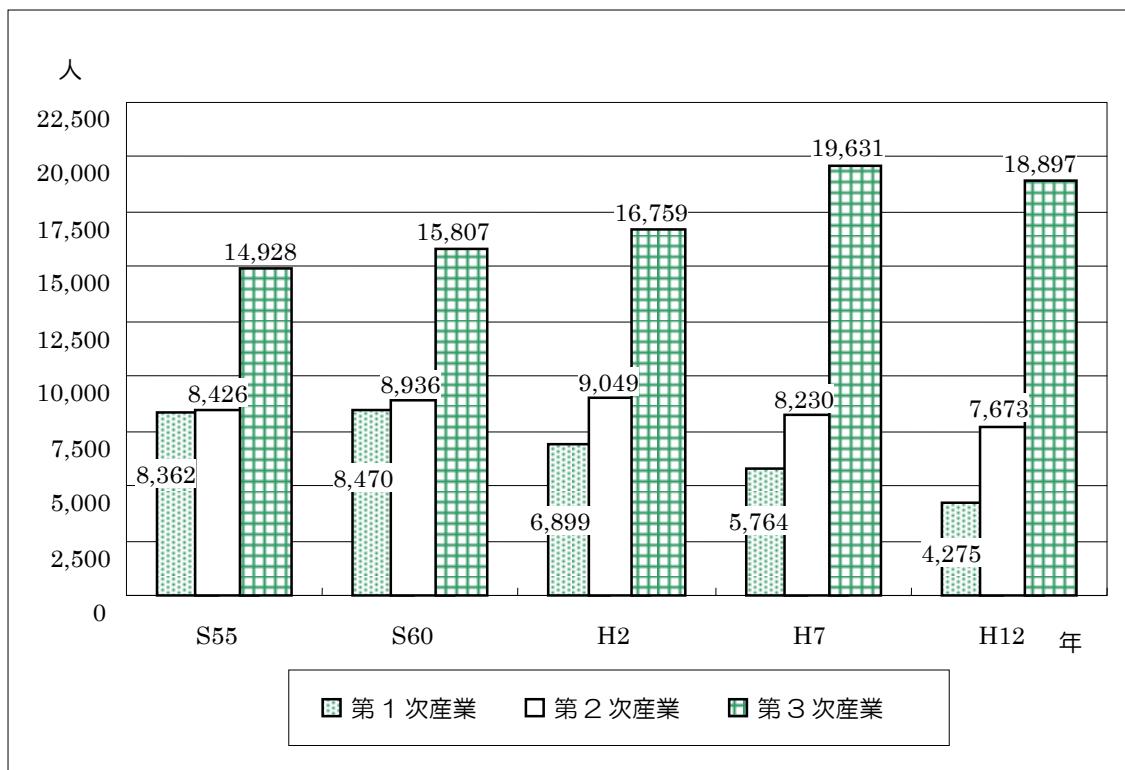
(3)就業者人口の状況

平成 12 年の国勢調査によると、総就業者数は 30,845 人であり、これは総人口の約 50%に相当します。しかしながら、全体的な就業者数は増減を繰り返しながら、平成 7 年から平成 12 年にかけて 2,780 人減少しています。

常住地ベースの産業別就業者数をみると、第 1 次産業就業者数が 4,275 人 (13.8%)、第 2 次産業就業者数が 7,673 人 (24.9%)、第 3 次産業就業者数が 18,897 人 (61.3%) となっており、第 3 次産業就業者数が最も多くなっています。

また、年度別にみると、第 3 次産業就業者数が昭和 55 年から平成 12 年にかけて約 1.3 倍となっていますが、第 1 次産業就業者数は減少傾向を示し、昭和 55 年と比較すると約半分になっています。さらに、第 2 次産業就業者数についても平成 2 年をピークとして、減少に転じています。

図－4 常住地別産業別就業者人口の推移



資料：国勢調査

2-3 産業

(1) 産業構造

志摩地域 5 町の産業は、穏やかで美しい英虞湾や的矢湾および太平洋に面した環境により、水産業と観光業および平野部では農業が中心となっています。

従業地ベースの産業別就業者数をみると、第 1 次産業の従業者が 14.5%、第 3 次産業の従業者が 61.6%となっており、それぞれ県平均（第 1 次産業 5.4%、第 3 次産業 57.7%）を上回っています。

従業者数の推移をみると、第 1 次産業は昭和 60 年以降、急激な減少傾向にあります。第 2 次産業については、昭和 60 年から平成 2 年をピークとしてその後は減少傾向に転じています。第 3 次産業は、平成 7 年までは順調な増加傾向にありましたが、平成 12 年になってやや減少しています。

表一 1 従業地別産業別就業者人口の推移

項目			昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
5 町	第 1 次 産 業	就業者数 (人)	8,535	8,266	8,470	6,900	5,685	4,206
		構成比 (%)	30.8	27.5	26.7	22.2	17.6	14.5
	第 2 次 産 業	就業者数 (人)	6,924	7,804	8,483	8,426	7,630	6,912
		構成比 (%)	25.0	26.0	26.7	27.1	23.6	23.9
	第 3 次 産 業	就業者数 (人)	12,225	13,975	14,774	15,741	19,017	17,834
		構成比 (%)	44.2	46.5	46.6	50.7	58.8	61.6
三重県	第 1 次 産 業	就業者数 (人)	130,795	102,231	85,556	66,778	61,679	48,601
		構成比 (%)	17.4	13.1	10.5	7.8	6.8	5.4
	第 2 次 産 業	就業者数 (人)	282,283	294,320	318,630	346,870	348,349	328,878
		構成比 (%)	37.4	37.9	39.2	40.4	38.4	36.9
	第 3 次 産 業	就業者数 (人)	340,447	380,891	409,193	443,791	497,926	514,326
		構成比 (%)	45.2	49.0	50.3	51.8	54.8	57.7

資料：国勢調査



(2) その他の産業指標

産業の各指標を県内での水準でみると、水産業の占める割合が非常に高くなっていますが、水産業、農業に関してはすべての指標が減少傾向を示しています。工業に関しては増減を繰り返しているものの、平成7年から平成12年にかけて、製造品出荷額等は増加しています。また、商業に関しては商店数、従業者数は増加していますが、年間販売額は減少しています。

伊勢志摩地域は三重県内最大の観光地であり、浜島町の合歓の郷や浜島海浜公園、大王町の大王埼灯台やともやま公園、志摩町の御座白浜海水浴場や志摩オートキャンプ場、阿児町の安乗崎灯台や横山展望台、磯部町の志摩スペイン村や伊雑宮など、海・山の自然資源や歴史的な資源を生かした数多くの観光資源があります。

表－2 5町の産業の各指標と県内での水準

() 内は県内の占める割合

人 口	H7		H12		資料
	63,035	(3.4%)	61,628	(3.3%)	国勢調査
水産業	H5		H13		資料
	海面漁業経営体数(戸)	2,474	(29.5%)	2,087	(28.8%)
	海面漁獲量(t)	15,314	(8.6%)	11,548	(7.4%)
農業	H7		H12		資料
	販売農家数(戸)	1,119	(2.0%)	847	(1.7%)
	農業粗生産額(百万円)	3,753	(2.4%)	2,617	(2.1%)
工業	H7		H12		資料
	事業所数(箇所)	160	(2.3%)	141	(2.3%)
	従業者数(人)	3,136	(1.5%)	2,985	(1.5%)
商業	H6		H11		資料
	商店数(店)	1,151	(4.0%)	1,175	(4.3%)
	従業者数(人)	4,572	(3.0%)	4,801	(3.0%)
観光	H7		H13		資料
	年間観光入込客数(千人)	7,332	(16.1%)	4,995	(11.7%)
					観光レクリエーション 入込客推計

2-4 新市のまちづくりの課題

【自然環境・生活環境に関する課題】

志摩地域 5 町に共通する資源は、伊勢志摩国立公園をはじめとする、美しい自然環境であり、これらの自然の恵みを生かした水産業・農業や観光業により、これまで発展してきました。しかしその発展の過程において、無秩序な開発行為などによって自然が損なわれたり、自然災害によって住民生活が脅かされたりすることもありました。近年では、東海地震の防災対策強化地域に 5 町全てが指定されているほか、東南海地震、南海地震の発生も危惧されています。

このようなことを踏まえ、美しい自然環境の保全に対して、これまで以上に配慮するとともに、住みやすく安全な生活の場づくりを進めることが必要です。

【産業に関する課題】

基幹産業である水産業、観光業は、三重県内での占有率は非常に高いものの、厳しさを増す社会経済情勢の中、伸び悩みの傾向を続けています。また、生産年齢人口の割合は県平均と比べて低く、産業従事者の高齢化や後継者の不足も大きな問題となっています。

このような中で、地域の魅力を生かしながら、活力のある産業づくり、集客・交流で賑わいのあるまちづくりを進めることが重要です。

【健康・福祉に関する課題】

社会情勢の変化に伴って、子育てや介護などの福祉サービスに対する需要が増大、多様化しています。また、人々の健康づくりや疾病予防に関する意識は年々高まっています。

一方で、老人人口割合は県平均を上回っており、今後も急激な高齢化が続くものと考えられ、介護・福祉需要の増大とそれを支える側の負担増などが危惧されています。

このような中で、高齢者、障害者を含めた、全ての人が健康で安心して暮らせるまちづくりを進めることができます。



【教育・文化に関する課題】

年少人口割合は県平均を若干下回っていますが、明日の志摩地域を担う子どもたちを、心身ともに健全に育てていくことは、まちづくりを推進していく上での根幹的な課題といえます。

また、高齢者の生きがいづくりや女性の社会参加が求められている中で、子どもから高齢者まで、あらゆる世代にわたって、学習し続けることのできる環境や、参加・協力できる地域社会を形成することが求められています。

さらに、古くからの産業や集客交流の歴史を持つ志摩地域では、伝統文化や生活様式が、まちの素朴な魅力となっています。こういった志摩地域特有の文化や歴史、風土を守り、後世に受け継いでいくことが必要です。

【まちづくりの推進に関する課題】

地方分権が進む中で、地方自治体の裁量による個性あるまちづくりの推進が期待されていますが、一方で、地方自治体の責任や行政能力、まちづくり意識の高さが求められています。このため、行政能力の向上はもちろんですが、行政の力だけでなく、地域コミュニティの力で支えるまちづくりが非常に重要なものと考えられます。このような中で、住民の積極的な参加のもと、行政と住民が一体となって取り組むまちづくりが求められています。

また、NPO やボランティアなど、様々な組織の活動が全国的に広まりつつあります。このような様々な組織と行政が連携し、住民主体の地域社会づくりを進めていくことが必要です。

さらに、さまざまな人権侵害やあらゆる差別問題が発生している現状を踏まえ、全ての住民の人権に配慮したまちづくりを推進する必要があります。



新市建設計画

第3章

主要指標の見通し

第3章 主要指標の見通し

3-1 人口の見通し

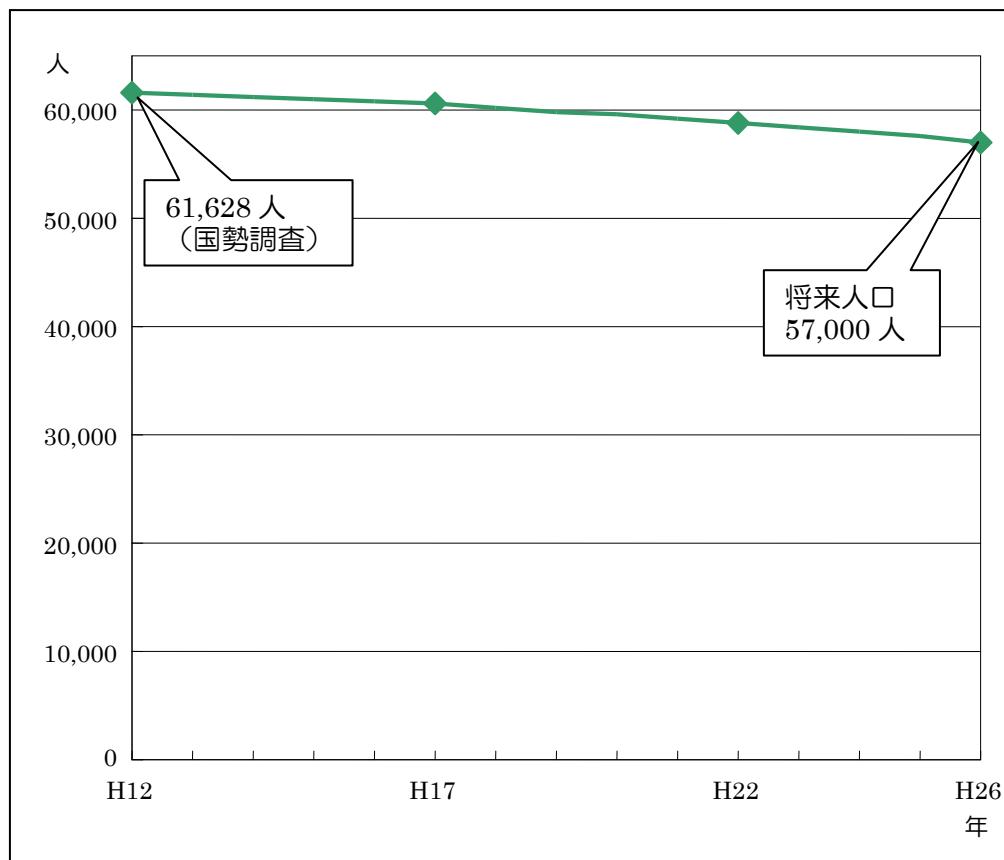
(1) 人口の見通し

我が国全体の人口の見通しは、平成 18 年（2006 年）をピークとして、減少傾向に転じることが予測されています。

志摩地域 5 町はこれまで、緩やかな人口減少の傾向にあります。このような過去の推移や今後の社会移動や出生率の見通しを踏まえた上で、新市の将来人口をコーホート要因法^(注2)により推計すると、平成 12 年には 61,628 人であった総人口が、平成 26 年には約 57,000 人となることが予測されます。

(注2) 同時期に出生した人の集まり（コーホート）の推移を生残率、社会移動率という要因別に将来推計を算定する人口推計の手法。我が国の人口推計をはじめとして、多くの地方自治体の将来人口推計に用いられている。

図-5 人口の見通し

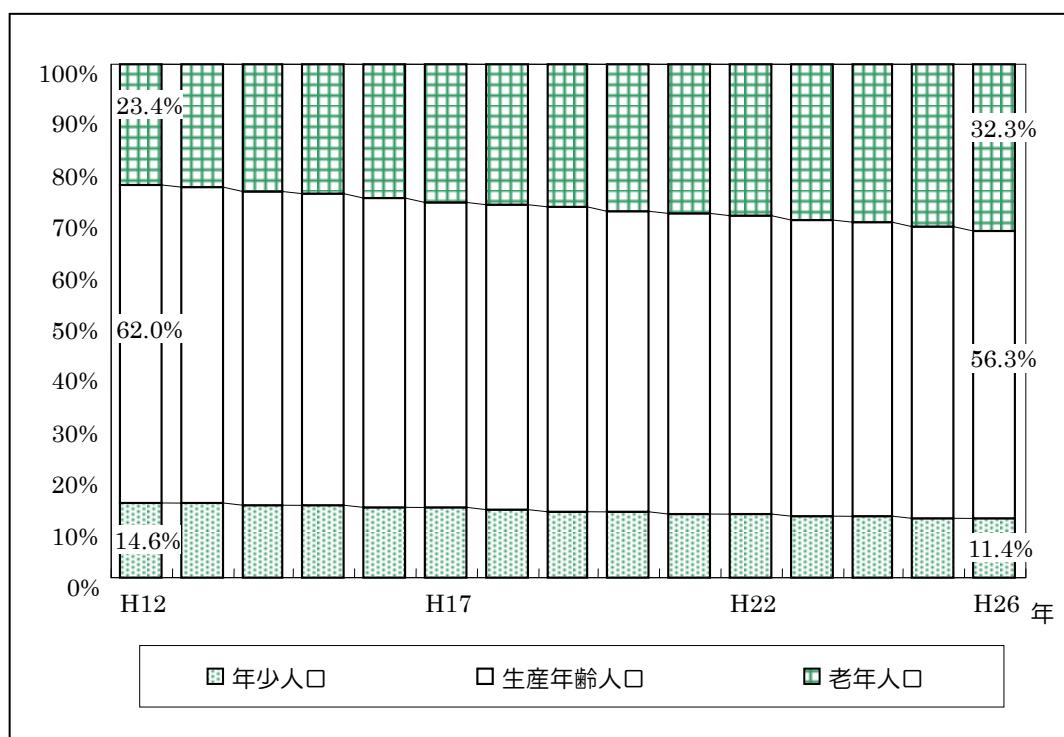




(2)年齢別人口の見通し

今後も少子高齢化の傾向は続くものと考えられ、新市における将来の年齢別人口は、年少人口が、平成 12 年の 9,001 人から平成 26 年には約 6,500 人となり、生産年齢人口が、平成 12 年の 38,200 人から平成 26 年には約 32,100 人、老年人口が平成 12 年の 14,427 人から平成 26 年には約 18,400 人となることが予測されます。

図一六 年齢別人口の見通し



表一三 年齢別人口の見通し

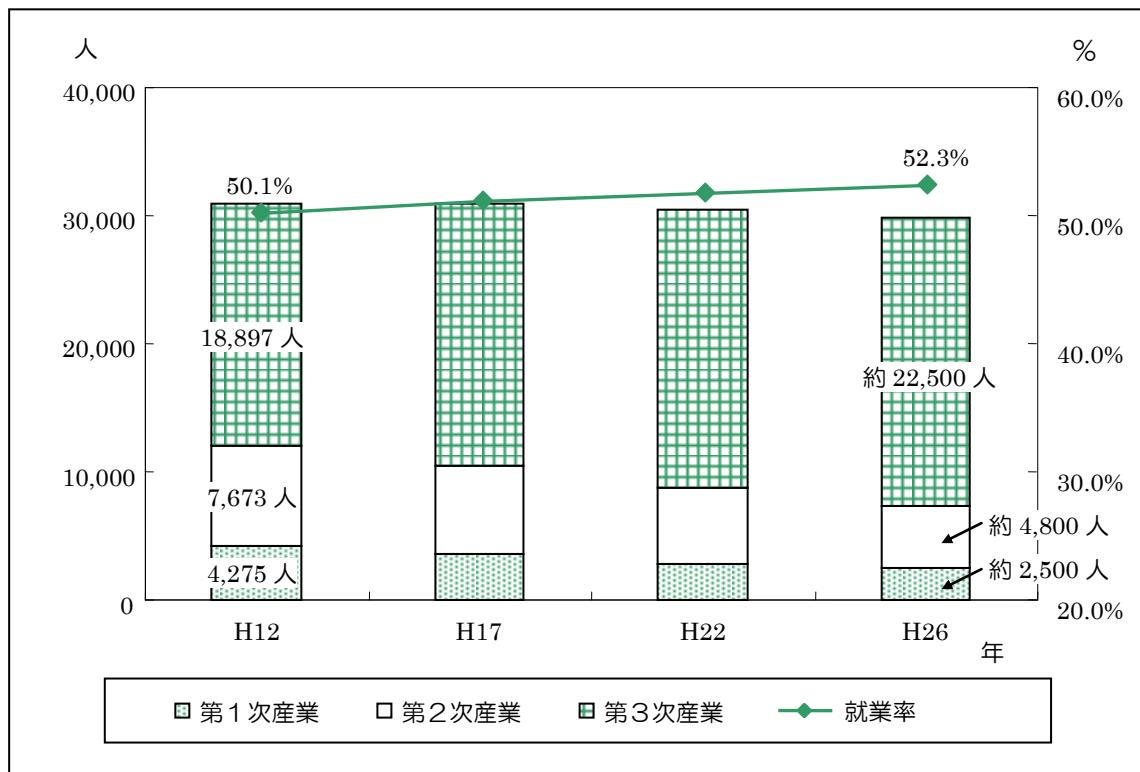
	平成 12 年	平成 26 年
総人口	61,628 人	57,000 人
年少人口	9,001 人 (14.6%)	6,500 人 (11.4%)
生産年齢人口	38,200 人 (62.0%)	32,100 人 (56.3%)
老年人口	14,427 人 (23.4%)	18,400 人 (32.3%)

(3)就業人口の見通し

新市の就業率は増加傾向を示しており、特に、今後は高齢者や女性の就業の増加が考えられます。このため、就業率は平成 12 年に 50.1% であったものが、平成 26 年には 52.3% となり、就業人口は平成 12 年の 30,872 人であったものが、平成 26 年には約 29,800 人となることが予測されます。

また、産業別には、第 1 次産業と第 2 次産業就業者数の減少傾向と、第 3 次産業就業者数の増加傾向が進むものと考えられ、第 1 次産業は平成 12 年に 4,275 人であったものが平成 26 年には約 2,500 人に、第 2 次産業は平成 12 年に 7,673 人であったものが平成 26 年には約 4,800 人に、第 3 次産業は平成 12 年に 18,897 人であったものが平成 26 年には約 22,500 人となることが予測されます。

図一七 就業者数および就業率の見通し

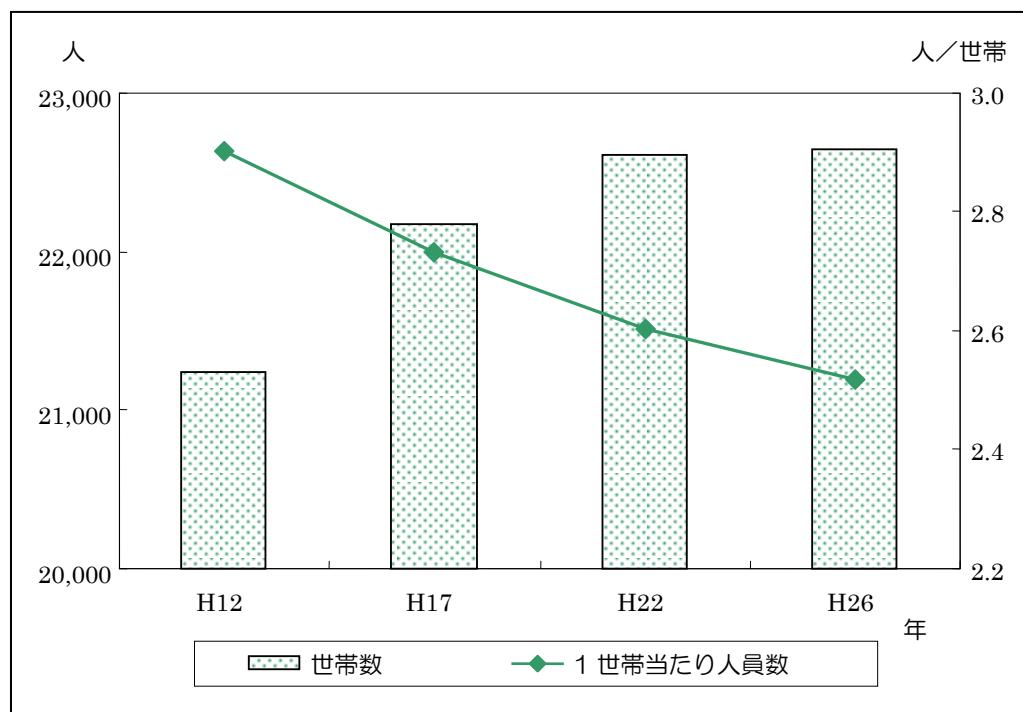




3-2 世帯数の見通し

世帯数は、この後も核家族化が進むものと予想されることから、平成 12 年の 20,950 世帯から平成 26 年には 22,650 世帯となることが予測されます。また、1 世帯当たりの人口は減少傾向が進み、平成 12 年には 2.94 人であったものが、平成 26 年には 2.52 人となることが予想されます。

図一八 世帯数および 1 世帯当たり人口の見通し





第4章

新市建設の基本方針

第4章 新市建設の基本方針

4-1 新市のまちづくりの基本理念

志摩地域 5 町は、全ての町が海に面しており、基幹産業である水産業・農業や観光業はもとより、日常の生活環境や、地域特有の風土や歴史文化など、様々な側面において、美しい英虞湾や的矢湾、雄大な太平洋の恵みを受けてきました。

このため、新市のまちづくりにおいては、この美しい自然を守り、その大切さを後世に伝え、自然環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の確立や、志摩地域ならではの生き生きとした産業づくり、そして市民一人ひとりの自然と共に生ずる意識を育んでいきます。

また、広域道路網・情報通信網の整備などにより地域間交流の促進、連携の強化を図ることで、大きな「地域の輪」が形成されます。それと同じように「自然の環」、「人の和」をさらに大きな「わ」にすることによって、元気で活気あふれるまちづくりを進めれば、人々が集い、交流するまちが生まれます。その豊かで活気ある生活を地元で享受するにとどめず、まちを訪れる人に思いやりとして循環させていけば、志摩の自然、まち、人が癒しの空間として人々に認知され、さらに訪れる人が増えるという、すばらしい循環型社会、それが 21 世紀の新しいまちづくりと考えます。

従って、地域資源の保全、有効活用をしていくことこそが、着実なまちづくりの第一歩と位置づけるとともに、地方分権時代の象徴でもある市民参画を基本に市民と行政が協働して魅力あるまちづくりを進めていきます。



【新市のまちづくりの基本理念】



『自然の環』とは、一方的に自然の恵みを享受するのではなく、人も自然の一員であることを自覚し、「作る、育てる、獲る」という自然の持つサイクルを漁業や農業などに生かし、眞の循環型社会を作り上げることを意味しています。

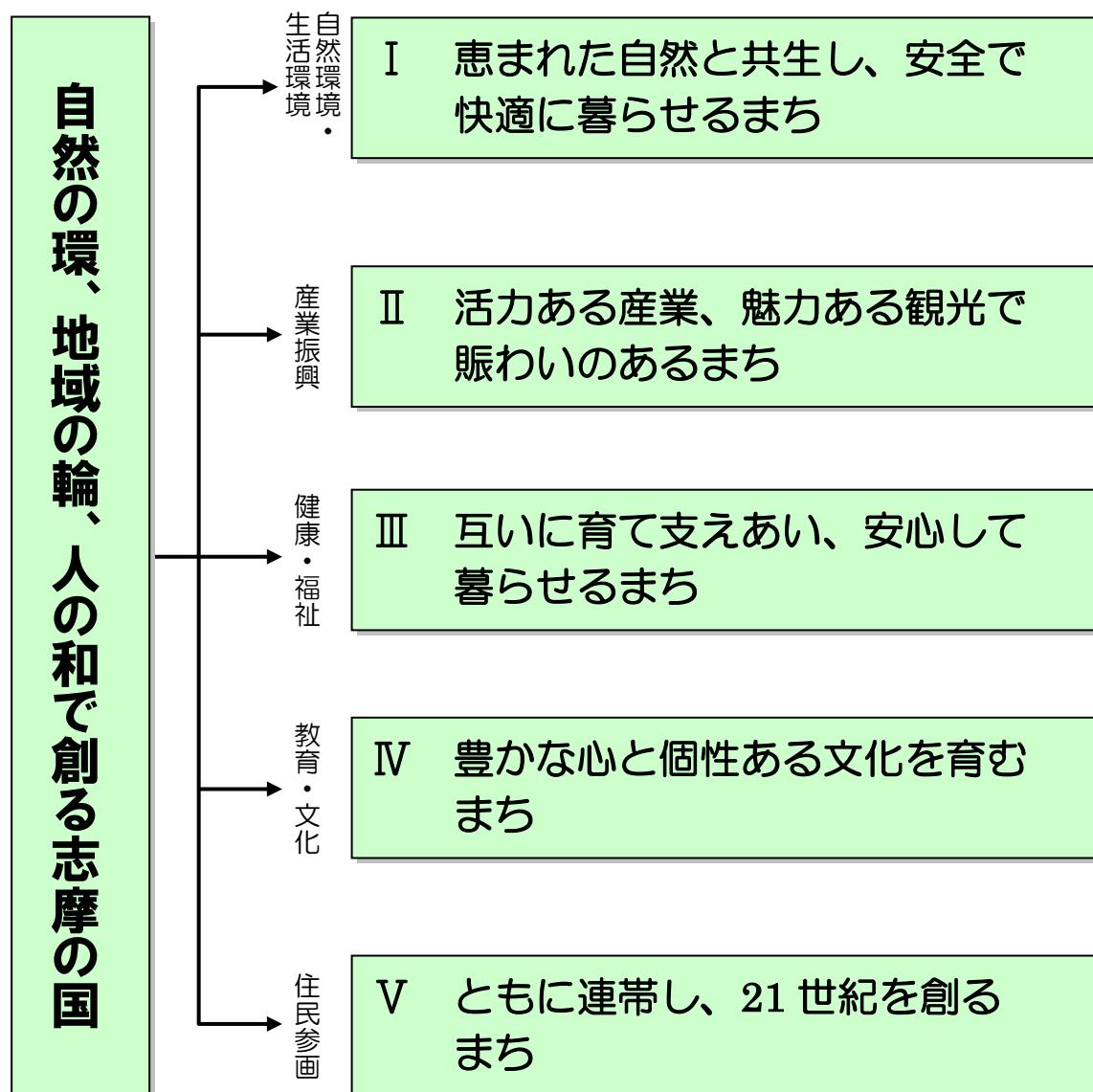
また、『地域の輪』は、志摩地域 5 町が合併したときの、地域のつながりの大切さを意味します。

そして、『人の和』は、市民が持っているやさしさと辛抱強さを生かし、市民と行政が協働して人々が安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」を進め、志摩地域を訪れる人びとにもその和を伝え、やがて豊かで平和な志摩の国を創りたいという願いが込められています。

4-2 新市のまちづくりの将来像

(1)新市のまちづくり体系

新市のまちづくりの将来像は、地域が抱える様々な行政課題や問題点に対応すべく、基本理念の実現をめざすものです。このため、新市がめざす5つの将来像を以下のように定めます。





(2)新市のまちづくりの将来像

I 恵まれた自然と共生し、安全で快適に暮らせるまち

志摩地域の恵まれた自然を守り、これらの恵みを生かしたまちづくりを持続的に進めるために、自然への負荷の少ない循環型の地域社会づくりの実現に取り組みます。そのためにも、ごみなどの適正処理施設を整備するとともに、市民に対して自然環境を守るという意識の高揚を行うことも必要であり、市民・事業者・行政などが一体となった取り組みを進めます。

また、生活の利便性や快適性の向上を図るために、市民交流のための生活道路や、観光客の利便性向上のための観光道路の整備、充実した市民サービスを提供するための情報通信基盤の整備、英虞湾・的矢湾の浄化に不可欠な下水道整備、住宅の安定供給などといった生活環境の整備を着実に進めます。さらに、安全なまちづくりとして、防犯体制の強化や消防・防災基盤を整備・充実させるとともに、防犯・防災に対する意識の高揚を図り、市民はもとより観光客にも配慮した災害に強いまちをめざします。

II 活力ある産業、魅力ある観光で賑わいのあるまち

新市の基幹産業である水産業、農業および観光業の活性化を図り、活力にあふれた賑わいのあるまちづくりを進めます。

水産業については、漁場の整備、種苗放流など水産資源の保全と育成、流通加工施設などの生産基盤の整備、農業においては地元特産品の生産販売や遊休農地の有効活用の促進、中山間地域総合整備事業をはじめとした農道、ほ場整備などの農業基盤の拡充を進めます。

観光業については、恵まれた自然環境を生かした観光地づくりをめざすとともに、志摩地域特有の生活文化や景観を生かした集客交流のまちづくりを進め、水産業や農業と連携した事業の一体化や商品のブランド化の促進を図ります。

さらに、多くの若者が地元で定住できるような企業誘致や地域の特色を生かした新しい事業や産業が育つ環境を創出するとともに、地域の特色を生かした個性豊かな地元商店街の活性化を図り、活気と賑わいのあるまちづくりを進めます。

III 互いに育て支えあい、安心して暮らせるまち

少子・高齢化などの社会情勢の変化に伴い、多様化・高度化する市民の保健・医療・福祉ニーズに適切に対応し、誰もが健康で生きがいのある社会生活をおくれるよう、連携の取れた保健・医療・福祉サービスの提供や福祉施設の整備を進めます。

新市においては、ノーマライゼーション^(注3)の思想に基づき、高齢者や障害者を含め、全ての人がともに住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ユニバーサルデザイン^(注4)のまちづくりを進めます。

さらに、健全で安全な子育て環境をつくるために、保育サービスの充実や施設の整備などに加え、子育ての情報交換など、総合的な子育て支援を進めます。

また、NPO やボランティア活動の活性化を促進するとともに、地域社会の中で市民が互いに助け合うことのできるような仕組みづくりを整えます。

世界的な人権尊重の潮流と、21世紀を「人権の世紀」と位置づける国内法制度の充実にあわせて、社会的に不利な立場におかれている人たちの人権の擁護はもちろん、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを進めます。

(注3) 高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るために、ともに暮らし、ともに生き抜く社会こそ正常な社会であるという考え方のこと。

(注4) すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように製品・建物・環境などをデザインすること。



IV 豊かな心と個性ある文化を育むまち

市民1人1学習を促進するため、子どもからお年寄りまで、生涯にわたって生きがいや創造性を發揮できるような学習機会の提供、および地域間格差のない学習環境を整備するとともに、市民の学習への意欲・関心の向上に努めることにより、真の生涯学習社会の実現をめざします。また、明日の新市を担う子どもたちの豊かな心を育むため、学校と地域社会、家庭が連携して取り組む教育環境を整備するとともに、地域の特性を生かした郷土教育、環境教育、人権教育など、子どもたちが自由に興味を持てる学習内容の充実を図ります。

さらに、だれもが参加できるスポーツ環境の整備や体制づくりを進め、市民1人1スポーツの実現をめざします。

志摩地域の歴史や風土を大切にし、各地区の伝統的な文化を次世代に伝承していくまちづくりを進めます。

V ともに連帯し、21世紀を創るまち

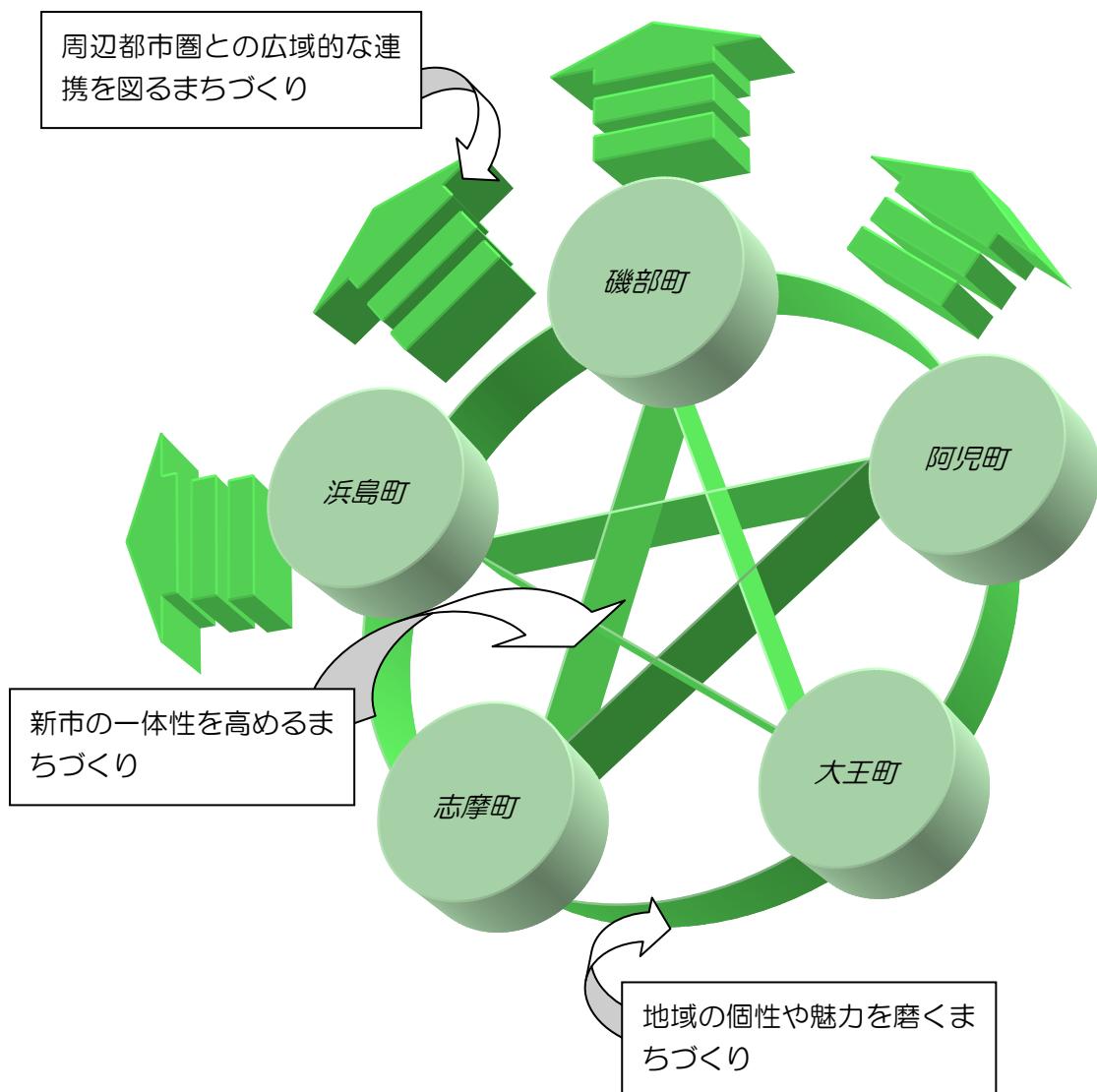
新市の主役である市民にとって快適な地域を築き上げるためにには、市民が行政に積極的に参加し、市民と行政が共に考え、共に行動することが必要です。このため、地域が主体となったまちづくりや地域活動を積極的に支援し、力強い地域コミュニティの形成を図るなど、市民参画の推進に努めます。

また、行政を進めるにあたっては、より幅広い市民の意見を聞くため広報広聴制度の充実に努めるとともに、市民、団体、事業所などと行政が互いに連携し、役割分担を明確にしながら、効率的・効果的な事業展開を行っていきます。併せて重要なのが、情報の共有化であり、行政が事業を考える初期段階、つまり政策立案過程の段階から情報を共有するとともに、市民が必要とする正確な情報を公開することにより、行政運営の透明化を図ります。

4-3 地域別まちづくりの方針

新市のまちづくりにあたっては、新市としてふさわしい様々な都市機能を充実し、5町の連携や一体性を高めるための施策や事業展開を図り、より広域的な観点から、隣接する圏域との連携の強化を図ります。

一方で、力強い地域社会を形成するために、自然の恩恵を生かした地域づくりや、地域固有の生活文化や産業特性などを生かしたまちづくりなど、個性豊かな地域づくりのための施策や事業展開を進めます。





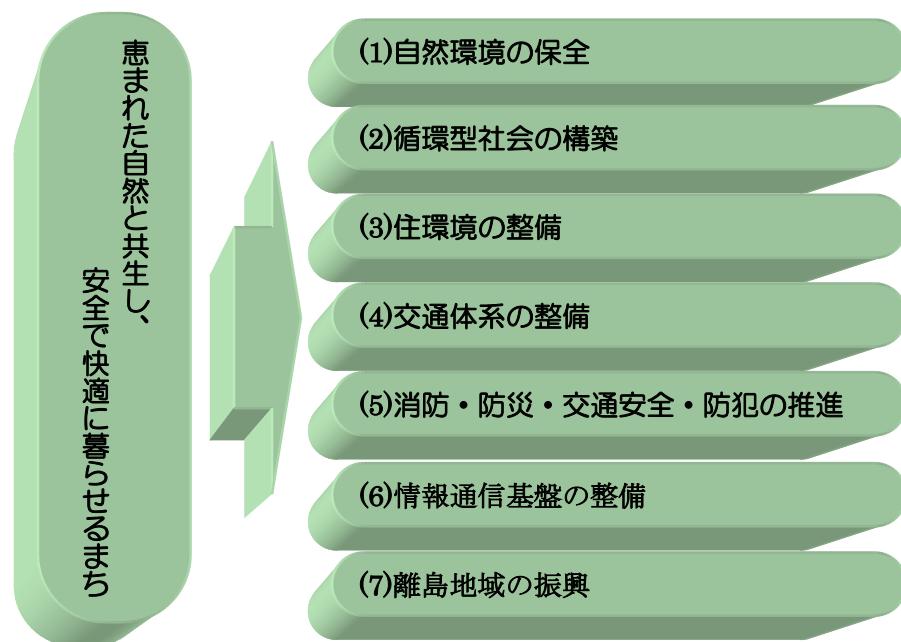
新市建設計画

第5章

新市の施策

第5章 新市の施策

5-1 恵まれた自然と共生し、安全で快適に暮らせるまち



(1)自然環境の保全

【自然保护・再生の推進】

海、山の資源を持続的に活用し、将来にわたって美しい自然環境の中で暮らし続けることができるよう、自然環境の保護・再生に努めます。

特に、英虞湾、的矢湾は新市の財産であり、これらの浄化、再生を図るため、各種排水対策などの総合的な取り組みを進めます。

また、市民一人ひとりが新市の自然の大切さを再認識し、ボランティアや地域コミュニティなどが主体となって取り組む自然環境の保全、再生を支援します。

【景観保護の推進】

リアス式海岸に代表される新市の自然は、変化にとんだ美しい景観を呈しています。また、里山や漁村などの自然と調和した暮らしの風景は、新市の貴重な個性です。

このため、美しい海、山の景観や眺望、里山や漁村の風景を保全し、地域のまちづくりや活性化に生かすよう、市民と行政が一体となって、景観保護の取り組みに努めます。



【公園・緑地の整備】

新市の自然を生かし、観光やスポーツ、日常の憩いの場など、様々な用途に応じた公園や緑地の整備を進めます。

また、緑化の推進や樹木の保全などの花と緑のまちづくりを行政と市民が一体となって取り組みます。

(2)循環型社会の構築

【ごみ処理、リサイクルの推進】

ごみを適正に処分し、循環できる社会づくりのために、既存施設の適正な維持・管理を行うとともに、新市の需要に応じ、ごみ処理施設や一般廃棄物最終処分場およびリサイクルプラザ^(注5)などの新たな施設の整備を進めます。

また、もっとも重要なことはごみの排出抑制であり、3R（リデュース^(注6)、リユース^(注7)、リサイクル）のPRや意識づくりを積極的に進め、市民や事業所、行政が一体となり、循環型社会づくりに取り組みます。

【環境にやさしい社会づくり】

環境への負担を軽減するため、エネルギーの省力化や低公害車導入を奨励するとともに、新市の特徴にあった、クリーンエネルギー^(注8)の導入を検討します。

(注5) 分別収集された資源ごみを再資源化する施設であり、情報提供や意識啓発など、循環型社会づくりに向けた拠点としての役割も担う。

(注6) 排出抑制

(注7) 再使用

(注8) 環境汚染の原因となる有害ガスや廃棄物などを生じない無公害燃料のこと

(3)住環境の整備

【計画的な土地利用、まちづくりの推進】

新市の都市計画マスタープラン^(注9)の策定に合わせ、現行の都市計画区域を全面的に見直し、市民参画のもと適切な区域設定を行うことにより、新市の計画的な土地利用を推進します。

また、新市のまちづくりにあたっては、中心部だけでなく周辺部の均衡ある発展にも配慮しながら、魅力あるまちづくりの展開を進めます。

(注9) 都市計画に関する基本的な方針として市町村が定める計画

【良質な住宅の整備】

安全で快適に暮らすことのできる公営住宅を確保するため、住宅マスタープラン^(注10)を策定し、計画的に住宅の整備を行うとともに、老朽化した公営住宅の改修、改築を進めます。

また、住宅地などの民間開発については、無秩序な乱開発の抑制や周辺環境と調和した開発の誘導に努め、良好な住宅地の形成を促進します。

さらに、密集住宅地においては、空き家対策や公園、防災施設の確保などを進め、防災性の向上や居住環境の改善に努めます。

(注10) 地域特性に応じた住宅の供給に係る事業等の推進を図るための、地方公共団体による住宅整備に係る計画

【上・下水道の整備】

清浄な水を安定供給できるように、上水道施設の維持管理や改良・整備を進めます。また、拠点整備などに伴う新たな需要や未普及地域への対応に配慮しながら、拡張事業を進めます。

生活排水を適正に処理し、河川や海の水質向上を図るため、下水道施設の整備を推進します。下水道については、地域の現状や新市の財政状況などを勘案しながら、合併処理浄化槽の設置や下水道事業計画の見直しも含め、効率的で効果的な整備を進めます。

【し尿処理施設の整備】

現在海洋投棄されているし尿については、し尿及び浄化槽汚泥を陸上で衛生処理できるように、関係市町との連携を図りながら、処理施設の整備を進めます。

【斎場・火葬場の整備】

現在の火葬場は市街地に近い上、老朽化が著しいことから、新たな施設整備については、周辺環境に配慮するとともに、地域住民の理解や同意を得ながら、斎場や用地の確保なども含めて総合的に検討しながら進めます。

(4)交通体系の整備

【交通網の整備・充実】

地域の活性化のため、新市と周辺都市を結ぶ主要幹線道路や国道、主要地方道など幹線道路網の整備促進に努めるとともに、浜島、御座間の英虞湾架橋の実現に向けた取り組みを行います。都市内の道路網については、新市の一體性



を速やかに確立するため、市道の計画的な整備を進めます。

また、市街地や集落内の生活道路の整備・改良を進め、ゆとりある環境づくりを進めるとともに、主要な道路における歩行者空間の確保や、地域の風景と調和した道路景観の整備など、快適な道路空間の形成を図ります。

さらに、観光地や離島地域、その他公共施設へのアクセスを担う道路の整備を進めるとともに、観光地の駐車場整備や、案内板など来訪者に分かりやすい道路施設の整備を進めます。特に、観光地へのアクセスについては、海上交通や道路網との連携を図り、総合的な観光ルートの構築に努めます。

【公共交通の充実】

新市への来訪者の利便性や、市民の日常生活を支える交通網として、公共交通の充実に努めます。

鉄道輸送については、サービスの充実を関係機関に要請するとともに、鉄道駅周辺の環境整備やバス路線との連携を図りながら、市民や来訪者の利便性の向上に努めます。

また、市民の足として利用されるバス路線や定期船については、利用者に配慮した、使いやすい環境を充実するとともに、運行の維持に努める一方で、自主運行バスの導入などを検討します。

(5)消防・防災・交通安全・防犯の推進

【消防・防災の推進】

新市全体で取り組む地域防災計画を策定するとともに、地域の最重要課題である東海地震など大規模地震や津波などの自然災害に対応するため、消防・防災施設・設備の整備や避難場所の確保、公共施設の耐震化を早急に進めるなど、消防・防災基盤の整備、充実を図ります。

また、急傾斜地崩壊対策など災害危険区域の整備や、防災教育などの啓発活動を進め、ハード、ソフト両面から災害の未然防止に努めるとともに、災害時の緊急通信システムの整備、地域による自主防災組織の育成や活性化など、災害に強いまちづくりを総合的に進めます。

【交通安全・防犯の推進】

交通量や歩行者の多い道路において、優先的に交通安全施設の整備を図ります。また、警察など関係機関と連携しながら市民に対する交通安全意識の向上に努めるとともに、地域ぐるみで行う交通安全活動の活性化を支援します。

防犯については、防犯灯など設備の充実を図るとともに、地域ごとの自主的な防犯活動の活性化を促進します。

さらに、地域の犯罪や事故の発生を抑制するとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりの拠点となる警察署の誘致に努めます。

【河川・港湾・砂防の整備】

新市の美しい川、海の自然を保全するとともに、河川氾濫や高潮、土砂災害などの自然災害から市民の生命と財産を守るために、河川の改修を進めるとともに海岸の保全や港湾、砂防施設の整備促進に努めます。

(6)情報通信基盤の整備

【情報通信基盤の整備】

高度情報化社会に対応した地域の情報化を進めるため、新たにテレトピア計画^(注11)を策定し、この計画に基づき、公的施設における情報通信基盤の整備を進めるとともに、市民が手軽にアクセスできる利便性の高い情報ネットワークの構築に努めます。

また、情報通信基盤を活用した観光情報の提供などをはじめとして、教育の場における活用、水産業や農業など産業の場における活用など、多方面にわたる情報技術の活用を進めます。

(注11) 情報・通信メディアを活用して、地域の情報化を促進し、地域社会の活性化を図ることを目的とした計画

(7)離島地域の振興

【離島地域の振興】

離島地域である渡鹿野島、間崎島については、地域の魅力を十分に發揮しながら、住民が生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めます。このため、航路の利便性の向上に努めるとともに、架橋を含めた島内道路の整備や、保健・福祉・医療サービスの向上に努めます。



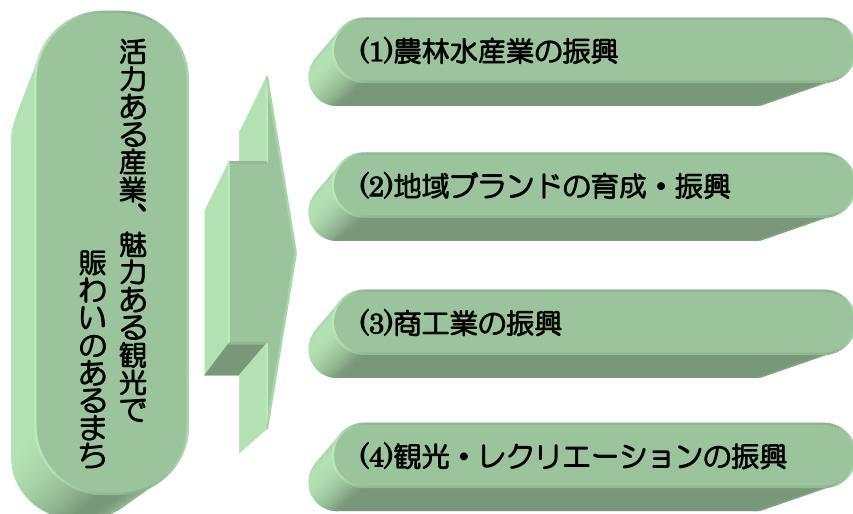
また、地震や津波などの災害が危惧される中、避難場所や避難路を確保し、防災体制の強化を図るとともに、救急医療にも活用できるヘリポートの整備などの環境づくりを検討します。

さらに、水産業・農業の振興を図るとともに、離島の魅力を生かした癒しの空間づくりによる観光客誘致を進めます。

◆主要な施策および事業

項目	主要な施策および事業
(1)自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none">■ 森林環境創造事業■ 英虞湾・的矢湾浄化事業■ 田園景観整備事業■ 公園等整備事業
(2)循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none">■ ごみ処理施設や最終処分場、リサイクルプラザなどの各種施設整備事業■ 循環型社会構築のPR推進事業
(3)住環境の整備	<ul style="list-style-type: none">■ 國土調査事業■ マスターPLAN策定事業■ 公営住宅整備事業■ 上水道整備事業■ 公共下水道等整備事業■ 合併処理浄化槽設置事業■ し尿処理施設整備事業■ 施設・火葬場整備事業
(4)交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none">■ 市道整備・改良事業■ 英虞湾架橋の整備（要望）■ 循環バス運行推進事業
(5)消防・防災・交通安全・防犯の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 地域防災計画策定事業■ 各種防災施設・設備等整備改良事業■ 災害応急対策事業■ 防災情報通信システム整備事業■ 自主防災組織体制活性化推進事業■ 耐震診断・耐震化整備推進事業■ 交通安全施設整備事業■ 河川改修事業
(6)情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">■ テレトピア計画策定事業■ 地域インターネット基盤施設整備事業
(7)離島地域の振興	<ul style="list-style-type: none">■ 架橋、島内道路の整備■ 各種防災施設・設備等整備改良事業

5-2 活力ある産業、魅力ある観光で賑わいのあるまち



(1)農林水産業の振興

【水産業の振興】

海の恩恵を持続的に享受できるよう、海と共に存し、守り育てる水産業の振興を図ります。このため、種苗や稚魚などの放流を促進し、水産資源の保全・育成を図るとともに、湾や海洋の水質浄化や海岸保全対策とあわせて、漁場の保全・整備と適正な管理を進めます。

また、漁港や関連施設の整備をはじめとして、荷揚げや集出荷から加工、販売までの効率的な流通体制の確立をめざし、各水産基盤施設の整備や機能の高度化を進めます。

漁業経営については、漁業協同組合を中心とした経営力の向上や、組織の強化、活力ある事業展開を促進するとともに、後継者の育成や新規参入などの担い手づくり支援を積極的に進めます。

【農林業の振興】

持続的な生産の場として、森林や農地の適正な管理を促進するとともに、農林道の整備やほ場整備、森林整備などの生産基盤の整備や改良を進め、優良な農地や森林を効率的に活用した農林業の振興を図ります。

さらに、高齢者から若者まで、様々な人が農林業に就業できる環境づくりを支援し、担い手づくりと併せて高齢者の生きがいづくりや地域営農の振興を図ります。



(2) 地域ブランドの育成・振興

【地域ブランドの育成・振興】

伊勢えびやあわび、ふぐ、力キ、真珠、メロン、いちごなど、新市の特産物のブランド化を推進するため、農林水産業と商業、観光業との連携を図り、产地のPRや効率的な販売流通網の整備などの戦略的な展開を進めます。特に、みけづくじ御食国として栄えた歴史のある新市においては、その役割にふさわしい豊かな食材・食文化を地域ブランドとして提供を行う一方、地域の产品を地域で消費する地産地消を進めます。

また、新市の特性を生かした新たな特産品の開発をめざし、加工施設などの整備や、研究・開発の人材育成などの支援を進めます。

(3) 商工業の振興

【商工業の振興】

既存商工業の活力向上のため、商工活動の活性化やリーダーの育成を支援するとともに、共同で行うイベントや環境整備活動を促すなど、組織力の強化・充実に努めます。

地域商業としては、観光戦略やブランド戦略と連携した商店街づくりとして地域の特産品のPR・販売を進めるほか、地域の個性や特徴を生かしたまちづくりと連携し、レトロ(注12)な商店街づくりや漁村の風景と調和したお店づくりなど、個性ある地域商店街の環境整備を進めます。

また、地域住民のふれあいの場、コミュニティの場としての地域密着型商店街の形成を促進します。

(注12) 懐古的

【雇用の促進、新規産業の育成】

若者やUIJターン(注13)者の雇用促進を図るため、関係機関と連携し、雇用情報の提供などに努め、就業機会の拡大を図ります。

ベンチャービジネス(注14)やコミュニティビジネス(注15)など新たな産業の創出を促進するため、県などの関係機関と連携し、起業活動や人材育成を支援します。

また、志摩サイバーベースプロジェクトなど、新市の位置づけや特徴を生かした企業立地を促進するため、企業の進出情報などの調査に努めます。

- (注13) 故郷、あるいはその他の地方都市に移り住むこと
(注14) 専門技術を駆使して新事業を開発する創造的ビジネス
(注15) 地域住民が主体となり、地域の資源を活用しながら、地域の様々な課題を解決する生活支援ビジネス

(4)観光・レクリエーションの振興

【観光・レクリエーションの振興】

県内随一の観光・リゾート地である伊勢志摩圏域の一翼を担う都市として、既存の観光施設の有効活用と新たな観光展開との連携を含めた、新市の総合的な観光戦略プランの策定を検討するとともに、来訪者の利便性を向上させる交通網や情報ネットワークなどの観光基盤を整備し、広域的な集客交流を促進します。

また、新市の素晴らしい自然や、農林水産業を生かした観光として、グリーンツーリズム^(注16) やブルーツーリズム^(注17)などを進めるとともに、特産品の収穫体験や加工品の製造体験など、産業の場を観光資源として活用します。

一過性ではない持続可能な観光地として、市民と行政、事業者などが一体となって、地域の特色を生かした観光の取り組みを積極的に支援します。

このような取り組みでは、まちの風景や生活文化を観光資源として磨き上げ、イベントやまつりの活性化を図ることなどにより、地域の生活環境と来訪者満足の調和をめざすとともに、まち全体でもてなす環境の向上を図ります。特に、離島地域では、風光明媚な自然を地域の特徴として、養殖産業と観光の連携や、自然を生かした癒しの空間づくりにより、地域の活性化を図ります。

さらに、アジアなどをはじめとした海外からの来訪者誘致を進めるため、関係機関との連携を図り、観光需要の調査や多国語の観光案内などの環境づくりに努めます。

- (注16) 自然豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動
(注17) 島や沿海部の漁村において、海辺での生活体験や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

【地域振興拠点の整備】

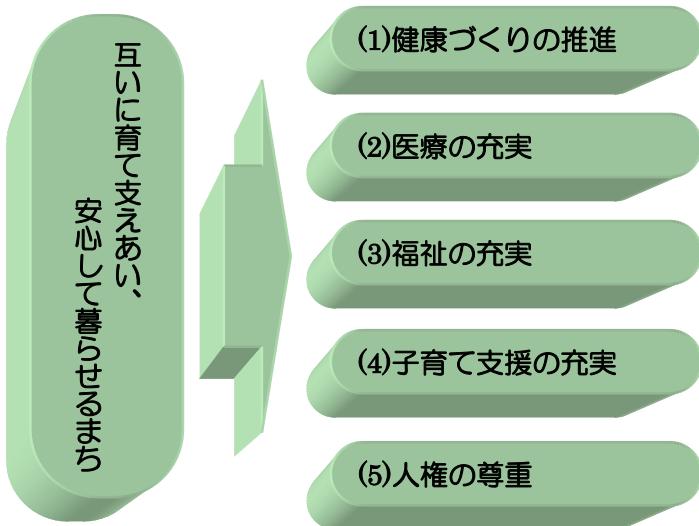
既存観光資源の多面的な活用を検討するとともに、海など新市の自然を生かした新たな観光資源の掘り起こしに努め、地域振興につながる観光拠点として整備します。また、観光客などの来訪者だけでなく、市民も憩える交流拠点の形成を進めます。



◆主要な施策および事業

項目	主要な施策および事業
(1)農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none">■ 漁港及び関連施設整備事業■ 種苗放流等水産振興事業■ 漁場及び生産環境整備事業■ 農林道整備事業■ 森林整備事業
(2)地域ブランドの育成 ・振興	<ul style="list-style-type: none">■ 特產品加工販売施設等整備事業■ 地域ブランド PR 事業
(3)商工業の振興	<ul style="list-style-type: none">■ 商店街活性化事業■ 商工活動支援事業
(4)観光・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none">■ 観光情報提供システム構築事業■ イベント・まつり等支援事業■ 観光拠点整備事業

5-3 互いに育て支えあい、安心して暮らせるまち



(1)健康づくりの推進

【健康づくりの推進】

全ての市民が生涯にわたって健康に暮らせるように、母子保健事業や生活習慣病予防対策、老人保健事業などライフステージに応じた事業を、健康診査、健康相談、健康教育などにより実施します。

健康づくりの PR を進め、市民の健康に対する意識を高めるとともに、自主的な健康づくりを促進します。また、医療や福祉の関係機関との連携やネットワークを充実し、総合的な健康づくり支援体制を確立します。

温泉を活用した健康増進施設の整備や海洋性のレクリエーション、スポーツなど、美しい新市の自然を生かした健康づくりを進めます。

(2)医療の充実

【地域医療・救急医療体制の充実】

病院など医療施設の機能充実を進めます。また、需要に応じて、医療施設の介護などへの多面的活用を図ります。

救急医療情報システムの充実と普及を進めるとともに、市立病院等と県立病院、民間診療所との役割・機能の分担を図り、これら地域の医療機関のほか医師会及び消防署など関係機関との連携のもと、迅速かつ的確に対応できる救急医療体制の確立を図ります。



また、保健・福祉関係機関と医療機関との連携を強化することにより、充実した地域医療サービスの提供に努めます。

(3) 福祉の充実

【地域福祉の充実】

地域福祉を担う人材の育成を進めるとともに、ボランティアや NPO の育成と活動の活性化やネットワーク化を支援し、これらの組織や社会福祉協議会などとともに、地域社会全体で助け合い、支えあう福祉のまちづくりを積極的に推進します。

また、高齢者や障害者などを含めた全ての人が安全で快適な生活をおくことができるよう、公共施設などをはじめとして、ユニバーサルデザインによる環境整備を進めます。

新市の施行に伴い、福祉の拠点となる福祉事務所を設置し、各種福祉施策を総合的に展開します。

【高齢者福祉の充実】

高齢化が進む新市においては、高齢者が生きがいを持ち、健康に暮らすことができるような社会環境の整備や体制づくりが重要となります。

このため、特別養護老人ホームなど、適切な介護サービスを実現するための施設の充実に努めます。また、高齢者や家族が安心できる介護環境の充実を図るため、高齢者の緊急通報体制の確保や、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、ホームヘルパー^(注18)などの人材の育成・確保に努め、安定した介護サービスを供給します。

要介護者以外の高齢者に対しては、生活支援などの独自の福祉サービスを充実するとともに、高齢者ができるだけ介護を必要とせず、健康な老後生活をおくることができるよう、機能回復訓練や老人保健事業、高齢者の健康づくりを推進し、介護予防に努めます。

(注18) 日常生活に支援を必要とする人の家に派遣され、掃除・洗濯・食事の世話をする人

【障害者（児）福祉の充実】

身体障害者および知的障害者については、平成15年度より障害者自らが事業者やサービスを選択する支援費支給制度が導入されており、サービスを受ける

側の視点から、制度の適切で円滑な運営を進めます。

精神障害者については、適切な医療の機会が提供できるよう、関係機関との連携により精神保健対策を推進するとともに、相談体制の充実を図り社会復帰支援体制の整備に努めます。

また、在宅福祉サービスや補装具交付、障害児福祉手当などの障害者福祉施策の充実を図るとともに、疾病予防や早期発見、早期治療のため、保健・医療分野との連携や相談体制を充実します。

障害者の社会参加、自立生活を支援するために、小規模授産所などの施設の充実に努めるほか、障害の有無や程度に関係なく、ともに学んだり、社会参加したりすることができるような地域ぐるみでの取り組みや、障害児保育・教育の取り組みを推進します。

【社会保障の充実】

低所得者に対する相談事業や、生活の実状に応じた援助施策を実施し、生活の安定を図るとともに、生活意欲の向上や自立更生を促進します。

国民健康保険制度及び介護保険制度の仕組みなどを分かりやすく周知するとともに、保険料の適正な賦課と徴収体制の強化を図り、安定的な事業運営に努めます。

(4)子育て支援の充実

【児童福祉の充実】

健全で安全な子育て環境を整備するとともに、多様な子育て需要に対応できるように、保育所や児童館の整備充実に努めます。また、子育てボランティアなどの人材育成や保育士の確保に努め、延長保育や乳幼児保育、一時保育、障害児保育など、保育内容の充実を図ります。

妊婦や乳幼児の健康診査、健康相談などの保健事業を充実するとともに、子どもたちがのびのびと遊べる環境づくりに努め、豊かな感性や創造性を育みます。

子育てサークルなど、地域ぐるみで子育てを支援する取り組みを促進するとともに、保育所や児童館、ボランティア、NPOなど、様々な機関の連携を強化し、子育てに関する情報交換や相談のできる体制づくりを進めます。



(5)人権の尊重

【人権施策の推進】

眞に人権が尊重される新市をめざしていくため、条例に基づき総合的、計画的、積極的に人権行政に取り組んでいく必要があります。このため、新市における人権尊重に向けた中心となる組織体制づくりを行い、人権施策を推進していきます。

また、人権関係拠点施設の整備充実に努め、市民の生活、人権に関わる総合的な相談、指導のシステムづくりと地域内の自主自立支援・地域内啓発推進体制の強化を行います。

【人権啓発の推進】

既存の啓発組織を基盤として、新市の人権啓発推進ネットワーク組織を設立し、行政・教育関係機関・民間団体などの連携のもと、全市民を対象とした人権啓発事業を展開します。

また、啓発活動の拠点となる施設の位置づけを明確にし、継続的で効果的な意識啓発活動を進めています。

【男女共同参画の推進】

男女が等しく社会的な役割と責任を分かち合う社会づくりに向け、男女共同参画プランを策定するとともに、実現のための推進体制や意識啓発に努めるほか、審議会等への女性委員の登用を積極的に進めます。

また、ドメスティックバイオレンス^(注19) やセクシャルハラスメント^(注20)などの人権侵害に対して、関係機関や専門家との連携を図り、相談・支援体制の構築を進めます。

(注19) 夫や恋人などからの身体的、心理的な暴力

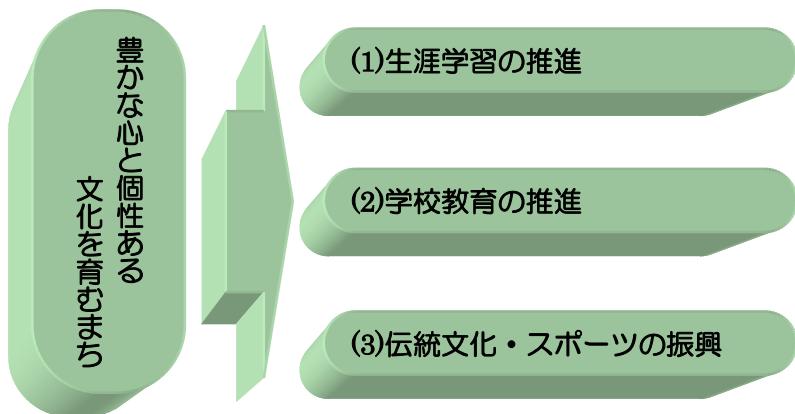
(注20) 相手の意に反した性的な性質の言動

◆主要な施策および事業

項目	主要な施策および事業
(1)健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">■ 健康づくり支援事業（保健事業、予防接種など）■ 健康増進施設整備事業
(2)医療の充実	<ul style="list-style-type: none">■ 医療施設改築・改修事業■ 救急医療体制整備事業
(3)福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">■ 福祉事務所の設置■ 介護予防・地域支え合い事業■ 福祉関連施設整備事業■ 障害者福祉事業（補装具貸与等）
(4)子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none">■ 保育施設整備事業■ 子育て支援ネットワーク事業（子育ての情報交換や相談体制づくり）
(5)人権の尊重	<ul style="list-style-type: none">■ 人権啓発推進ネットワーク事業■ 男女共同参画推進事業（男女共同参画プラン策定、意識啓発の推進）



5-4 豊かな心と個性ある文化を育むまち



(1)生涯学習の推進

【生涯学習の推進】

市民1人1学習を奨励し、誰もがいつでもどこでも、気軽に参加できる生涯学習の環境づくりを進めます。このため、生涯学習の拠点となる施設の整備や設備の充実を進めます。

市民への情報提供により、生涯学習に対する意識を高め、市民活動の活性化を促進します。

専門知識や技術を有する生涯学習の指導者など、人材の育成・確保に努めるとともに、各種クラブや生涯学習ボランティアなどの推進体制づくりを支援します。

【青少年健全育成の推進】

心豊かで健全な青少年を育成するためには、青少年が社会の構成員として自覚を持つことが重要です。このため、生涯学習やボランティア活動などに、青少年が積極的に関わることのできる仕組みづくりを進め、地域活動を通じた健全育成を図ります。

また、学校や地域コミュニティ、青少年団体などと連携して、それぞれの活動の活性化や交流を深めるとともに、青少年の健全育成の取り組みを地域社会全体で進めます。

【人権教育の推進】

人権問題に対する正しい理解と豊かな認識力を培うために、あらゆる世代にわたって、市民の人権に関する学習機会の場を提供し、積極的な市民参加と交

流を促進します。

また、広報などさまざまな情報媒体を通じて幅広い意識啓発に努めます。

(2)学校教育の推進

【学校教育の推進】

子どもたちが自ら学び、考える力を育てるために、人権教育、郷土教育、環境教育、ボランティア教育など学習内容の充実を図るなど特色ある学校づくりを進めるとともに、外国語指導助手の招致、障害児の学習支援や介助員の配置など、学習指導体制を強化します。また、学校と家庭、地域社会が役割分担しながら相互に連携することで、生きる力を育むためのゆとりある教育の実現をめざします。

小・中学校などについては、市民の意見を聞きながら地域の実情に即した再編成を進めるとともに、高度情報化社会に対応するため地域間格差のない情報学習環境の整備及び施設間のネットワーク化を図ります。

また、子どもたちが安全で快適に学べる環境づくりを行うため、施設・設備の整備充実に努めるとともに、近い将来発生が予想される東海地震などに備えるための耐震調査及び適切な耐震補強工事を計画的に進めます。

(3)伝統・文化、スポーツの振興

【地域文化の振興】

新市の各地域は、それぞれ個性豊かな生活文化、歴史文化を有しており、このような地域の特徴を生かした文化施設の整備を進め、集客交流の推進と市民活動の活性化をめざします。また、各地域の歴史や文化財を生かしたまちづくりや、文化財にふさわしい周辺環境を整備し、魅力ある地域づくりを進めます。さらに、地域文化の情報発信やネットワーク化を進め、市民や来訪者が地域文化とふれあう機会の拡充を図るとともに、地域文化を通じた全国的な交流を促進します。

歴史性豊かな新市では、古くからの由緒あるまつりが今もなお受け継がれ、実施されています。このようなまつりや地域のイベントを積極的に支援し、地域コミュニティの結束力の向上、地域間のふれあい・交流を促進し、魅力ある



力強い地域社会を形成します。

【スポーツの振興】

市民1人1スポーツを奨励し、誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブ^(注21)の育成、設立を支援します。総合型地域スポーツクラブでは、健康づくりやスポーツ活動の場としてだけでなく、地域活動や地域コミュニティのふれあいの場としての役割を担います。このため、各地域と新市が連携し、その実現に向け取り組むとともに、指導者の確保やクラブの運営体制づくりなど、推進体制の確立をめざします。

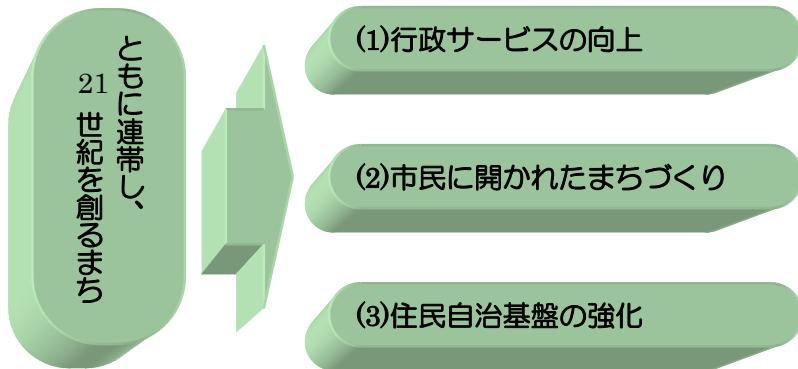
スポーツ・レクリエーション施設としては、学校のグラウンドや体育館、既存の社会体育施設やパークゴルフ場などの整備・改修を進め、これらの有効活用を図ります。

(注21) 地域の誰もが参加でき、生涯を通じて継続的にスポーツを楽しめる、地域に根ざした自主運営型・複合型のスポーツクラブ

◆主要な施策および事業

項目	主要な施策および事業
(1)生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 生涯学習施設・設備整備事業■ 市民活動支援事業■ 青少年健全育成推進事業（意識啓発など）■ 人権教育推進市町村事業
(2)学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 学校教育体制充実事業■ 学校施設等整備事業■ 学校施設耐震調査・耐震化事業
(3)伝統・文化、スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none">■ 文化施設整備事業■ 地域イベント活性化支援事業■ 総合型地域スポーツクラブ育成事業■ スポーツ施設整備事業

5-5 ともに連帯し、21世紀を創るまち



(1)行政サービスの向上

【行政サービスの向上】

戸籍や住民税などをはじめとした、行政事務の電算化を進め、迅速で正確、質の高い行政サービスの提供を実現します。また、地理情報システム（GIS）^(注22)を整備し、都市計画や上下水道、農林水産業など多分野への活用を図るとともに、共有情報の一元化を進めます。

地域のコミュニティや自治会などと連携を図り、行政情報や地域情報を共有することにより、効果的で効率的な行政サービスの実現を図ります。

(注22) コンピュータに道路や土地、建物など地理的情報を蓄積し、検索や統計処理を行うことのできるシステム

(2)市民に開かれたまちづくり

【行政情報の提供】

広報やインターネットなどの様々な媒体を通じて、市民が行政情報を手軽に入手できる広報体制づくりを進めます。また、公共施設などのネットワーク化を進め、公共施設の利用状況などを閲覧・把握できるシステム構築など、行政サービスの利用者である市民の視点に立った、分かりやすい行政情報を提供します。

さらに、自治会などと連携しながら、行政窓口や広聴機会の確保により、市民の声を広く吸い上げ、開かれた行政を推進します。

行政情報を広く公開し、提供する反面、個人や法人のプライバシーの保護については十分に配慮します。



【市民活動の活性化支援】

市民がまちづくりに参加できる仕組みづくりとして、ワークショップ^(注23)の開催などに積極的に取り組み、市民の声を反映した行政運営を進めます。

また、地域住民が主体となった地域のまちづくりを推進するために、農林水産業など地域の産業と結びついた個性ある観光地づくりや、住民主体の地域間交流や各種イベントの開催など、個性豊かな市民活動やまちづくりを積極的に支援します。

さらに、市民活動をけん引する地域リーダーやボランティア、NPOなどの育成を支援し、活力ある市民活動やまちづくりを推進するための体制づくりを進めます。

(注23) 意見や技術の交換・紹介を行う会議

(3)住民自治基盤の強化

【住民自治基盤の強化】

地方分権の進展により、自己決定と自己責任による本来の地方自治の実現が着実に進み、合併後の行財政基盤の充実が求められている一方で、新市の発足に合わせ旧町の行政エリアが拡大し、地域住民から「中心部だけが発展し、周辺部が寂れる恐れがある」とか「行政区域が拡大することで住民の声が届きにくくなる」といった心配の声も聞かれます。

新市においては、これら市民の不安を解消し地域の均衡ある発展に努めるとともに、自治体経営だけでなく住民自治の観点を重要な課題と位置づけ、自治会などを中心とした住民参画のもとで、旧町単位や小・中学校区単位など地域に応じた新しい住民自治の組織づくりの検討を行い、住民自治の強化と同時に地域で決められることは地域で決定できるという地域内分権の実現に向けた取り組みを進めます。

◆主要な施策および事業

項目	主要な施策および事業
(1)行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none">■ GIS（地理情報システム）整備事業■ 行政事務電算化推進事業■ 庁舎整備事業
(2)市民に開かれたまちづくり	<ul style="list-style-type: none">■ ボランティア活動等育成支援事業
(3)住民自治基盤の強化	<ul style="list-style-type: none">■ 地域内分権の検討



新市建設計画

第6章

新市における 三重県事業の推進

第6章 新市における三重県事業の推進

6-1 三重県の役割

三重県は、新市と連携しながら、交通基盤や産業、防災、医療などの各分野において事業や施策を行い、新市の一体性を高めるとともに、安全で安心なまちづくりを総合的に支援します。また、市町村合併支援交付金などにより、財政面における支援も進めます。

6-2 新市における三重県事業

(1) 交通基盤の充実

新市の一体性を高めるとともに、広域的な連携を強化し、新市への集客交流を促進するため、三重県が主体となって行う道路事業は次のとおりです。

事 業 名	内 容
一般国道 167 号（鵜方磯部バイパス）	阿児町鵜方～磯部町穴川
一般国道 260 号（志摩バイパス）	志摩町布施田～御座
主要地方道浜島阿児線（浜島バイパス）	浜島町浜島～桧山路
主要地方道鳥羽磯部線（的矢）	磯部町的矢
主要地方道鳥羽磯部線（交通不能区間）	磯部町的矢
一般県道登茂山公園線	大王町波切
一般県道磯部浜島線（夏草桧山）	磯部町夏草～桧山
主要地方道南勢磯部線	磯部町山田～飯浜
主要地方道磯部大王線（志島バイパス）	阿児町志島
一般県道安乗港線（国府）	阿児町国府

(2) 産業基盤の充実

新市の基幹産業である水産業および農業の振興のために、次の事業など生産基盤の整備や農山漁村の生活環境の整備を進めます。また、観光業については、新市、周辺都市および関係機関と連携を図りながら、空間快適性向上の事業に対する支援を行うなど集客交流を推進します。



事業名	内容
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	磯部浜島四期地区
中山間地域総合整備事業	志摩地区
広域漁港整備事業	大王町波切地内
農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業	阿児町国府地内～安乗地内
漁港環境整備事業	大王町波切地内
広域漁場整備事業	三重漁場

(3)防災まちづくりの充実

高潮や津波などによる被害を防止および軽減し、市民の生活を守るために、海岸保全対策などを進めます。また、新市における自主防災組織の育成および活動の活性化に対する支援や、消防施設の整備に対する助成など、新市の総合的な防災まちづくりに対して支援します。

事業名	内容
海岸侵食対策事業	阿児町安乗地区
海岸環境整備事業	志摩町阿津里浜地区
海岸高潮対策事業	磯部町的矢港

(4)医療機能の充実

県立志摩病院では、地域における中核病院として急性期機能を充実するとともに、災害医療、へき地医療、救急医療にかかる広域的な支援機能の整備を進めます。また、県の地域医療提供体制再編モデルの中核病院として、市立病院をはじめとする地域の医療機関との機能分担、連携強化を進めます。

事業名	内容
県立志摩病院	外来棟建替整備事業



新市建設計画

第7章

公共的施設の統合整備

第7章 公共的施設の統合整備

7-1 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備及び除却については、市民生活に急激な変化を及ぼすことのないよう、市民の意向を十分に踏まえながら進めることとし、充実した住民サービスの実現をめざしていきます。

なお、検討を進める際には、新市の一體的かつ効率的なまちづくりの実現や、地域の均衡ある発展に配慮するとともに既存施設の有効活用や地域の特殊性、地域バランスに配慮するほか、新市の財政事情も十分勘案して検討します。

新市の本庁舎については、当分の間は既存施設を有効活用しますが、将来的には、行財政の効率化など総合的視野に立って新たな庁舎建設について検討していきます。

また、合併に伴い支所となる旧町役場については、市民窓口サービスの低下を招かないよう充分配慮しながら、必要な機能の整備を図ります。



新市建設計画

第8章

財政計画

第8章 財政計画

8-1 歳入

(1)地方税

現行税制度を基本として算定しています。

(2)地方交付税

普通交付税については、近年の情勢を勘案するとともに、算定の特例（合併算定替）により算出しています。また、合併に係る交付税措置を見込んでいます。

(3)分担金および負担金

過去の実績等により算定しています。

(4)国庫支出金、県支出金

過去の実績等により算定するとともに、新市建設計画に基づく主要施策の実施を勘案しています。また、合併に係る財政支援（合併市町村補助金および市町村合併支援交付金）を見込んでいます。

(5)繰入金

年度間の財源調整のための財政調整基金などの活用を見込んでいます。

(6)地方債

現在の制度を基本とし、新市建設計画に基づく主要施策の実施を勘案しながら、通常の地方債および合併特例債を活用するものとして算定しています。



8-2 縢出

(1) 人件費

人件費については、合併による特別職職員の減、および合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減を見込んでいます。

(2) 物件費

過去の実績等により算定するとともに、合併に伴う経費削減を効果として見込んでいます。

(3) 扶助費

過去の実績等を踏まえるとともに、新市としての新たな福祉サービスを勘案して算定しています。

(4) 補助費等

過去の実績等により算定しています。

(5) 公債費

合併前の地方債に係る償還予定額に、合併後の新市建設計画における主要事業の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

(6) 積立金

基金造成による積立、合併特例債の基金分の積立を見込んでいます。

(7) 繰出金

他会計への繰り出しを見込んで算定しています。

(8) 普通建設事業費

新市建設計画における主要事業に係る普通建設事業、およびその他の事業に係る普通建設事業を見込んでいます。

【歳入】

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
地方税	5,729	5,981	5,628	6,113	6,359	5,921	5,767
地方譲与税	339	452	620	214	205	192	186
利子割交付金	51	29	20	25	27	22	20
配当割交付金	11	16	22	25	11	8	10
株式等譲渡所得割交付金	11	24	22	19	4	4	3
地方消費税交付金	570	526	539	516	474	512	511
ゴルフ場利用税交付金	78	79	76	76	72	79	74
自動車取得税交付金	156	160	157	138	124	66	60
地方特例交付金	140	131	108	36	67	73	95
地方交付税	6,850	7,813	7,832	7,670	8,107	8,509	8,655
交通安全対策特別交付金	5	5	5	5	5	5	4
分担金及び負担金	249	234	232	223	222	229	212
使用料及び手数料	449	452	400	398	393	412	395
国庫支出金	1,806	1,975	1,549	1,333	1,522	3,597	3,168
県支出金	942	906	1,062	1,037	1,117	1,135	1,505
財産収入	101	89	195	487	30	26	70
寄付金	21	13	26	14	15	11	8
繰入金	3,591	773	1,147	1,699	1,066	661	319
繰越金	918	497	486	491	360	647	649
諸収入	892	615	559	604	680	630	628
地方債	3,271	3,297	2,454	3,043	4,050	3,058	4,178
歳入合計	26,180	24,067	23,139	24,166	24,910	25,797	26,517

【歳出】

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人件費	6,077	5,920	5,743	5,541	5,285	4,974	4,801
物件費	3,410	3,013	2,982	3,118	2,906	2,984	3,174
維持補修費	74	139	157	174	174	175	168
扶助費	1,475	2,157	2,189	2,241	2,347	2,519	3,100
補助費等	3,187	2,984	3,116	3,274	3,179	4,133	3,085
普通建設事業費等	4,699	3,495	2,441	3,322	4,183	3,614	3,995
災害復旧事業費	51	1	0	15	15	63	6
公債費	3,749	2,735	2,797	2,856	3,003	3,124	3,209
積立金	1,066	908	824	1,075	681	1,417	1,887
投資及び出資金	3	54	180	52	116	21	3
貸付金	16	24	19	20	220	19	17
繰出金	1,876	2,151	2,200	2,118	2,154	2,105	2,353
歳出合計	25,683	23,581	22,648	23,806	24,263	25,148	25,798

(単位：百万円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
5,779	5,693	5,758	5,798	5,739	5,741	5,935	5,952	5,800
181	189	176	170	188	172	172	174	173
18	14	15	12	10	8	11	11	12
10	11	22	41	34	20	28	22	28
3	3	37	23	31	12	28	18	28
494	483	479	587	960	830	838	895	895
67	64	63	63	59	58	58	53	55
51	66	71	26	45	46	63	66	60
81	21	18	17	16	16	18	22	24
9,178	9,613	9,726	9,757	10,089	10,007	9,699	9,540	9,815
4	5	5	4	5	5	5	4	4
211	207	208	203	194	165	177	169	175
387	394	399	352	352	355	304	299	295
2,685	2,504	3,901	2,518	2,469	2,825	2,509	2,110	2,042
1,524	1,350	1,401	1,203	1,240	1,137	1,176	1,151	1,200
40	24	23	23	24	27	24	25	25
4	66	25	10	676	789	364	125	104
744	611	208	601	1,557	1,513	1,868	1,846	1,877
719	761	997	773	933	1,135	893	611	500
731	687	656	596	600	585	571	492	439
3,314	3,943	6,503	2,661	3,276	2,268	3,772	2,244	2,163
26,225	26,709	30,691	25,438	28,497	27,714	28,513	25,829	25,214

(単位：百万円)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
4,870	4,735	4,441	4,487	4,485	4,248	4,174	4,155	4,817
3,393	3,121	3,102	3,030	3,182	3,094	3,420	3,568	3,798
245	233	195	174	202	183	219	223	218
3,274	3,245	3,316	3,479	3,285	3,875	3,707	3,552	3,601
3,313	3,361	6,734	4,095	5,384	3,938	3,496	3,385	3,471
2,545	3,666	5,138	1,932	2,067	2,072	4,067	1,680	1,752
1	56	7	3	4	11	5	4	5
3,316	3,433	3,445	3,809	4,119	4,508	4,588	4,699	4,778
1,931	1,495	1,131	955	1,928	2,210	1,298	1,136	370
52	19	0	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0	0	0
2,510	2,348	2,409	2,541	2,706	2,682	2,929	2,767	2,874
25,465	25,712	29,918	24,505	27,362	26,821	27,903	25,169	25,184

【歳入】

(単位：百万円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
地方税	5,188	5,094	5,058	5,018	4,909
地方譲与税	180	180	180	180	180
利子割交付金	15	15	15	15	15
配当割交付金	20	20	20	20	20
株式等譲渡所得割交付金	14	14	14	14	14
地方消費税交付金	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054
ゴルフ場利用税交付金	63	63	63	63	63
自動車取得税交付金	0	0	0	0	0
地方特例交付金	17	17	17	17	17
地方交付税	9,264	8,856	8,489	8,019	7,559
交通安全対策特別交付金	5	5	5	5	5
分担金及び負担金	226	226	227	227	227
使用料及び手数料	382	382	383	384	384
国庫支出金	2,224	2,230	2,235	2,241	2,247
県支出金	1,233	1,234	1,236	1,236	1,237
財産収入	27	27	27	27	27
寄付金	4	4	4	4	4
繰入金	609	604	304	140	140
繰越金	0	0	0	0	0
諸収入	649	648	647	647	646
地方債	1,968	1,968	1,968	1,968	1,968
歳入合計	23,142	22,641	21,946	21,279	20,716

【歳出】

(単位：百万円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人件費	3,848	3,753	3,678	3,591	3,476
物件費	2,985	2,984	2,976	3,004	2,999
維持補修費	205	204	204	204	204
扶助費	3,443	3,452	3,460	3,470	3,479
補助費等	3,441	3,422	3,424	3,406	3,378
普通建設事業費等	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641
災害復旧事業費	22	22	22	22	22
公債費	5,117	4,733	4,120	3,364	2,550
積立金	2	2	2	180	589
投資及び出資金	0	0	0	0	0
貸付金	0	0	0	0	0
繰出金	2,438	2,428	2,419	2,397	2,378
歳出合計	23,142	22,641	21,946	21,279	20,716





用語解説一覧



《用語解説一覧》

NO.	頁	章	用語	意味
注 1	P2	1	御食国 <small>みけつくに</small>	天皇の食料を献上する国
注 2	P16	3	コーホート要因法	同時期に出生した人の集まり（コーホート）の推移を生残率、社会移動率という要因別に将来推計を算定する人口推計の手法。我が国の人口推計をはじめとして、多くの地方自治体の将来人口推計に用いられている。
注 3	P26	4	ノーマライゼーション	高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生き抜く社会こそ正常な社会であるという考え方のこと。
注 4	P26	4	ユニバーサルデザイン	すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように製品・建物・環境などをデザインすること。
注 5	P31	5	リサイクルプラザ	分別収集された資源ごみを再資源化する施設であり、情報提供や意識啓発など、循環型社会づくりに向けた拠点としての役割も担う。
注 6	P31	5	リデュース	排出抑制
注 7	P31	5	リユース	再使用
注 8	P31	5	クリーンエネルギー	環境汚染の原因となる有害ガスや廃棄物などを生じない無公害燃料のこと
注 9	P31	5	都市計画マスタープラン	都市計画に関する基本的な方針として市町村が定める計画
注 10	P32	5	住宅マスタープラン	地域特性に応じた住宅の供給に係る事業等の推進を図るための、地方公共団体による住宅整備に係る計画
注 11	P34	5	テレトピア構想	情報・通信メディアを活用して、地域の情報化を促進し、地域社会の活性化を図ることを目的とした構想
注 12	P37	5	レトロ	懐古的
注 13	P37	5	UIJ ターン	故郷、あるいはその他の地方都市に移り住むこと

NO.	頁	章	用語	意味
注 14	P37	5	ベンチャービジネス	専門技術を駆使して新事業を開発する創造的ビジネス
注 15	P37	5	コミュニティビジネス	地域住民が主体となり、地域の資源を活用しながら、地域の様々な課題を解決する生活支援ビジネス
注 16	P38	5	グリーンツーリズム	自然豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動
注 17	P38	5	ブルーターリズム	島や沿海部の漁村において、海辺での生活体験や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動
注 18	P41	5	ホームヘルパー	日常生活に支援を必要とする人の家に派遣され、掃除・洗濯・食事の世話などをする人
注 19	P43	5	ドメスティックバイオレンス	夫や恋人などからの身体的、心理的な暴力
注 20	P43	5	セクシャルハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動
注 21	P47	5	総合型地域スポーツクラブ	地域の誰もが参加でき、生涯を通じて継続的にスポーツを楽しめる、地域に根ざした自主運営型・複合型のスポーツクラブ
注 22	P48	5	地理情報システム(GIS)	コンピュータに道路や土地、建物など地理的情報を蓄積し、検索や統計処理を行うことのできるシステム
注 23	P49	5	ワークショップ	意見や技術の交換・紹介を行う会議